

華誠の法務ニュースレター

2018年10月 第5号

華誠ニュース

- 第1回華誠フォーラム&人工知能に関する法律及び知的財産権保護国際サミットが順調に開催
- 華誠パートナーの朱小蘇弁護士が「2018 会社法律家サミット」に出席してテーマを共有

法律動向

- 刑事訴訟法修正草案の第二審稿が意見を募集
- 個人所得税法が修正、可決新たな徴税基準が10月1日より施行へ

会社商事

- 中国証券監督管理委員会が「会社法改正案」への意見を公開募集

経営コンプライアンス

- 生態環境部が公文書を発行、6業界の汚染物質排出許可証管理作業の遂行を要求

独占と競争

- ビッグデータに関する全国初の不正競争紛争で、被告に200万円の賠償を命じる判決

文化・娯楽

- 6部門が共同で通知を配布 オンラインライブ配信業界の基礎的な管理を強化

紛争解決

- 最高人民法院が保険法司法解釈（四）を公布し、財産保護の法律適用問題を明確化

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers & Parters、Legal500等多数の国際的に認められた法律

評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号 世紀商貿広場 26 階 郵便番号: 200031

電話: (86-21) 5292-1111;
(86-21) 6350-0777

ファックス: (86-21)5292-1001;
(86-21) 6272-6366

E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号華ビル D ブック 5C 郵便番号: 100027

電話: (86-10) 66256025

ファックス: (86-10) 6445-2797

E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

香港事務所:

香港中環荷李活道 32 号 建業崇基センター 2004 号室

電話: (86-21) 5292-1111*123;
(86-21) 852-3197-0091

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪ビル 18 階 A2 室 郵便番号: 150010

電話: (86-451) 8457-3032

ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号: 730000

E-mail:gansu@watsonband.com



今期の内容

華誠ニュース

- 第1回華誠フォーラム&人工知能に関する法律及び知的財産権保護国際サミットが順調に開催 5
- 華誠パートナーの朱小蘇弁護士が「2018 会社法律家サミット」に出席してテーマを共有 5
- 華誠知的財産権チームが甘肅省知識産権局を訪問し交流 5

法律動向

- 刑事訴訟法修正草案の第二審稿が意見を募集 6
- 中国初の土壤汚染防止法が公布、来年より実施へ 6
- 個人所得税法が修正、可決新たな徴税基準が10月1日より施行へ 6

会社商事

- 中国証券監督管理委員会が「会社法改正案」への意見を公開募集 7
- 税務総局が設備、器具の控除に関わる企業所得税政策の執行の問題を明確化 7

経営コンプライアンス

- 国家薬品監督管理総局：医療機器の生産許可（届出）情報管理を強化 8
- 税関総署が2018年商品分類行政裁定を公布 8
- 生態環境部が公文書を発行、6業界の汚染物質排出許可証管理作業の遂行を要求 8

独占と競争

- ビッグデータに関する全国初の不正競争紛争で、被告に200万円の賠償を命じる判決 9
- 国家市場監督管理総局が天然ガス会社2社の垂直的価格独占に行政処罰 9
- 愛奇芸社が「虚偽アクセスを大量に繰り返す」会社を訴えた不正競争事件の第一審に判決 9



今期の内容

文化娯楽

6部門が共同で通知を配布 オンラインライブ配信業界の基礎的な管理を強化……………	10
「未成年者番組管理規定」が公開で意見を募集……………	10
商務部が「中華老舗商号認定管理弁法」の意見を募集……………	10

紛争解決

最高人民法院がインターネット裁判所での事件審理の規定を公布……………	11
最高人民法院が文書により民間貸借紛争事件の適切な審理を要求……………	11
最高人民法院が保険法司法解釈（四）を公布し、財産保護の法律適用問題を明確化……………	11

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

第 1 回華誠フォーラム&人工知能に関する法律及び知的財産権保護国際サミットが順調に開催

華誠法律事務所、華誠知識産権代理有限公司、上海西岸開発（集団）有限公司が共催し、華誠データ法律研究センターと LCOUNCIL が協賛し、多くの機関が尽力して支持した「2018 世界人工知能大会 (WAIC) ー人工知能に関する法律及び知的財産権保護国際サミット」が、2018 年 9 月 17 日の午後上海航匯ビルで行われた。今回のサミットは第 1 回「華誠フォーラム」によって大々的に実施され、各方面のコミュニケーションを強化して、デジタル時代の知的財産権管理モデルを積極的に模索し、イノベーション成果の普及と応用をよりよく促進し、更に効果的な知的財産権の保護と使用を押し進め、イノベーションの道を共同で構築することを旨とした。サミットでは、関連する政府指導者、学界の権威者、有名な学者、業界のトップ企業の上級管理職などのゲストを招き、華誠のシニアパートナー弁護士や弁理士とともに、デジタル時代における新しいタイプの法的知識を積極的に模索した。

華誠パートナーの朱小蘇弁護士が「2018 会社法律家サミット」に出席してテーマを共有

9 月 2 日の午後、華誠パートナーの朱小蘇弁護士は、ルネッサンス上海普陀ホテルで 2018 年会社法律家サミットに参加し、「ビジネス運営、紛争解決のパラレルセッション」において「経済サイクルの背景における清算義務履行の怠慢」というテーマの共有を行った。今回のサミットは CCA 会社法務連盟が主催し、華誠法律事務所などの主体が協賛し、各業界のトップ企業から 500 名近くの法律家にご参加いただき、個性に溢れた風采、職務上の経験と貢献を共有し、企業法律家の見所とペインポイントを集めて、ビジネス上の期待と職務上のチャレンジについて検討し、法律事務所のサービスを厳選して、科学技術のイノベーションを採用し、ビジネスと法律との連結及び連動を探求した。

華誠知的財産権チームが甘肅省知識産権局を訪問し交流

9 月 3 日、華誠シニア創始パートナーの徐申民弁護士は、華誠主管パートナーの楊軍弁護士、華誠知識産権代理有限公司の肖華総経理、徐穎聡副総経理、張黎明、湯国華、華誠知識産権代理有限公司甘肅支社の崔巍総経理などの知的財産権チームのメンバーとともに、甘肅省知識産権局に赴いて訪問、交流を行った。甘肅省知識産権局の朱曉力局長、張建韜副局長、及び蘭州代理弁事処の石紅処長が華誠チームに対応し、華誠チームと座談会を行った。

座談会において、華誠チームは甘肅省知識産権局に華誠の発展の最新状況を紹介し、甘肅支社の最近の仕事を報告するとともに、甘肅支社が現地企業に提供できる各種のサービスについても討議した。その具体的な内容には、特許出願、研修、権利保護、企業の知的財産権の標準化管理などが含まれる。同時に、華誠は企業または現地の具体的な状況に基づき、特許や商標に関する個性的なカスタマイズサービスを提供することができる。

甘肅省知識産権局は甘肅支社の最近の仕事を大変良く評価し、更に努力を重ねて現地の企業に、より質の高い、より効率の高い知的財産権サービスを提供するよう華誠を激励した。

刑事訴訟法修正草案の第二審稿が意見を募集

先ごろ、中国人大網は「中華人民共和国刑事訴訟法（修正草案）（第二次審議稿）」（以下、「二審稿」という）を公布し、社会に向けて意見募集を行った。意見のフィードバックは10月4日までであった。

「二審稿」では、当番弁護士が提供する「弁護」を「法的幫助」に修正し、かつ「提訴又は告訴の代理」という内容を削除した。同時に、関連条文において、検察院が提訴事件を審査し、当番弁護士の意見を聞き取り、被疑者が罪や処罰を認める誓約書に署名する際に、当番弁護士がその場に同席することを規定した。検察院から出された量刑の提議については、「二審稿」では以下の通り修正された。

1つは、被疑者が罪や処罰を認めた場合、検察院は量刑に関する提議を出さなければならないことを明確にしている。2つめは、裁判所が、審理を経て、量刑の提議が明らかに不適切である、または被告人、弁護士から量刑についての異議があった場合、検察院は量刑に関する提議を調整することができる。このほか、「二審稿」ではまた、欠席審判の適用範囲を「汚職賄賂犯罪事件、及び、最高人民検察院が認めた、速やかに審判しなければならない、国家安全を嚴重に脅かす犯罪、テロ犯罪事件」に修正した。（出所：中国人大網）

中国初の土壤汚染防止法が公布、来年より実施へ

このほど、第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議にて、「中華人民共和国土壤汚染防止法」（以下、「土壤汚染防止法」という）が可決された。同法は2019年1月1日より施行される。

「土壤汚染防止法」の主な内容には、以下のことが含まれている。1、土壤汚染の防止は予防を主とし、保護を優先するなどの原則を堅持しなければならないことを明確にしている。2、土壤汚染防止計画、土壤汚染のリスク管理の基準、土壤汚染の状況調査とモニタリングなどの基本的な制度を明確にしている。3、土壤における有害、有毒物質の名簿制度と重点監督管理企業リスト制度などについて明確にしている。4、農業用地分類管理制度及び相応するリスク管理と修復の要求を明確にしている。5、建築用地の土壤汚染のリスク管理と修復名簿制度などを明確にしている。6、国家が土壤汚染の防止に有利な経済政策と優遇措置を採用することを明確にしている。7、土壤の安全利用の主体責任に対する地方政府の責任、生態環境及び関連部門の監督管理責任などを明確にしている。8、本法の規定に違反する行為については、状況によって相応の法的責任を確立する。（出所：中国人大網）

個人所得税法が修正、可決新たな徴税基準が10月1日より施行へ

このほど、第13期全国人民代表大会常務委員会第5回会議にて、「中華人民共和国個人所得税法」の修正に関する決定（以下、「決定」という）が可決された。2019年1月1日より施行される。

「決定」では、居住者個人の総合所得（賃金、給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用許諾料所得）については、各納税年度の収入額から費用6万人民元、及び特定控除、特定付加控除、法に則り確定するその他の控除を差し引いた後の余額を課税所得額とすることを明確にしている。「決定」では、労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用許諾料所得は、収入から20%の費用を差し引いた後の余額を収入額とすることに言及している。原稿料所得の収入額は70%で計算する。「決定」により、2018年10月1日から2018年12月31日まで、納税者の賃金、給与所得は、まず毎月の収入額から5,000人民元の費用及び特定控除と法に則り確定するその他の控除を差し引いた後の余額を課税所得額とすることを明確にしている。（出所：中国人大網）

中国証券監督管理委員会が「会社法改正案」への意見を公開募集

このほど、中国証券監督管理委員会が「中華人民共和国会社法改正案（草案意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、現在、社会の各界から意見を募集しており、意見の募集期限は10月5日までとなっている。

「意見募集稿」では、現行の「会社法」における株式の買い戻しに関する条項を修正しており、一つ目としては株式の買い戻しの状況を追加し、二つ目は、株式買い戻しの方案決定プロセスの実施改善、三つ目には、金庫株制度の確立を挙げている。「意見募集稿」では、会社が従業員持株プランまたはストック・インセンティブを実施する場合、上場会社が転換株式として用いるために転換社債、新株引き受け権証書の発行に協力する場合、及び会社の信用と株主の権益を守るなどの情状のために株式の買い戻しを実施する場合は、会社規程の規定または株主総会からの授権に基づき、2/3以上の董事が董事会に出席し、かつ董事全体の過半数の同意を経て、発行済み株式の総額の10/100を超えない株式を買い戻すことができることを明確にしている。

（出所：中国政府法制情報網）

華誠は会社商事の業務分野で豊富な経験と独特の見解を持っております。最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法人の一つとして、1995年から、華誠は長年にわたり各種の会社商事業務に全面的に携わっており、中国のビジネスの繁栄及び中国のブランドの成長に立ち会い、かつ関与してまいりました。

華誠は上海市涉外コンサルティング機関 A 類資格の法人として、多くの国際的に有名な知的財産権を専門とするマスコミに非常に注目され、高く評価されている。Chambers and Partners、Asia Pacific 等は全て会社商事業務分野で注目に値する中国の法律事務所に華誠をリストアップしています。

税務総局が設備、器具の控除に関わる企業所得税政策の執行の問題を明確化

先ごろ、国家税務総局が、「設備、器具の控除に関わる企業所得税政策の執行の問題に関する公告」（以下、「公告」という）を公布した。

「公告」では、企業が2018年1月1日から2020年12月31日の期間に新たに購入した設備、器具のうち、単価が500万人民元を超えない場合は、一括して当期のコスト費用に計上し、課税所得額を計算する時に控除することを認め、年度ごとに分けて減価償却するのはやめることを明確にしている。「公告」によると、固定資産を投入して使用した月の翌月に年度一括損金算入を行うことができる。企業が一括損金算入政策を享受することを選択した場合、その税務処理は会計処理と一致しなくてもよい。「公告」は、企業が自らの生産・経営を算定する際の必要に応じて、一括損金算入政策を享受することを自ら選択することができることに言及している。一括損金算入政策を享受することを選択しない場合、以降の年度での変更はできない。「公示」ではまた、企業が一括損金算入政策を享受する上での管理要求、単価が500万人民元を超える固定資産の税務処理についての規範を設けている。

（出所：国家税務総局）

経営コンプライアンス

国家薬品監督管理総局：医療機器の生産許可（届出）情報管理を強化

先ごろ、国家薬品監督管理総局弁公室が「医療機器の生産許可（届出）情報管理に関する作業の強化についての通知」（以下、「通知」という）した。

「通知」では、1. 医療機器経営許可（届出）情報の内容の整作業を遂行する、2. 医療機器生産経営許可（届出）情報の公開作業を遂行する、3. 医療機器生産経営許可（届出）情報のアップデート作業を遂行する、これらのことが規定されている。「通知」では、医療機器経営許可証と第二类医療機器経営届出証に明記された経営範囲を「医療機器分類番号及び名称」を「分類番号」に簡略化し、分類番号は国家薬品監督管理総局が公布した医療機器分類目録に従って承認するとしている。また、「通知」では、国家薬品監督管理総局の「医療機器生産経営許可（届出）情報システム」を使用するものには、国家薬品監督管理総局が即時に情報を対外に公開し、本省が自ら開発したシステムを使用して許可（届出）を行うものには、各省の食品薬品監督管理部門及び市轄区を設置している市級の薬品監督管理を担う部門が政府のホームページを通して公開する。

（出所：国家薬品监督管理局）

税関総署が2018年商品分類行政裁定を公布

最近、税関総署は「2018年商品分類行政裁定の公布に関する公告」（以下、「公告」）を公布し、公布日から実施した。

「公布」では、「中華人民共和国税関行政裁定管理暫定弁法」及び「中華人民共和国税関輸出入貨物商品分類管理規定」に基づき、税関総署はソニー物流貿易（中国）有限公司の提出した「ビデオカメラコントロールユニット HDCU-2080」などの4つの分類の行政裁定の申し立てを受理し、かつ当該商品に商品分類の行政裁定を下した。「公告」によって公布された「2018年商品分類行政裁定」では、4種類の商品の関税分類番号、商品名称、英語名称、その他の名称、商品の説明、及び分類判定がひとつひとつ明確にされた。また、

「公告」は、税関の出した行政裁定の根拠となる法律、行政法規及び規章における関連規定に変化が生じ、行政裁定の効力に影響した場合、上記の行政裁定は自動的に失効する。（出所：税関総署）

生態環境部が公文書を発行、6業界の汚染物質排出許可証管理作業の遂行を要求

このほど、生態環境部弁公庁が「でんぷんなどの6業界の汚染物質排出許可証管理作業の遂行に関する通知」（以下、「通知」という）を下部に通達した。

「通知」では、2018年9月末までに各省にて、でんぷん、食肉解体及び肉類加工、セラミック製品の製造、石油化学、鋼鉄、及び有色製錬の6つの業界の汚染物質排出企業（中国語：単位、以下同様）の初歩的なスクリーニング作業を完了し、かつ汚染物質排出企業リストを全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームにアップロードすること、2018年年末に、全国6業界の汚染物質排出許可申請と発行、登記登録の作業を完成することを打ち出している。「通知」は、「汚染排出許可証発行の規範化」、「分類・処理作業の遂行」、「許可証発行後の管理の強化」など5つの面から主な作業任務を設けた。また、「通知」では、汚染物質許可証の実地検査を展開することを明確にしている、汚染物質排出企業が汚染物質排出許可証を取得してから1年以内に生態環境主管部門は実地検査を少なくとも1回行って、汚染物質排出企業の実際の運営状況と汚染物質排出許可証に関する内容の符合性を重点的に検査しなければならない。

（出所：生態環境部）

中国においての経営コンプライアンスに関する更なる法律情報をお知りになりたい場合や、経営コンプライアンスについてどんなご質問をお持ちの場合でも、どうぞ華誠にご連絡ください。多くの華誠のコンプライアンス担当弁護士が法律コンサルティングサービスを誠心誠意ご提供させていただきます。



銭軍亮
パートナー所長, 弁護士
E-mail: Frank.qian@watsonband.com



呉月琴
パートナー, 弁護士
E-mail: Cathy.wu@watsonband.com



高澤
パートナー, 弁護士
Email: Ze.gao@watsonband.com

ビッグデータに関する全国初の不正競争紛争で、被告に200万円の賠償を命じる判決

8月16日、杭州インターネット裁判所が、原告淘宝（中国）軟件有限公司（以下、「淘宝社」という）と被告安徽美景信息科技有限公司（以下、「美景社」という）との間の、「ビジネス参謀（中国語：生意参謀）」という名称の小売業の電子商取引のデータプラットフォーム（以下、「係争データ製品」という）に関する不正競争紛争事件について、インターネットを通じて公開して判決を言い渡し、訴えられた美景社の行為は不正競争に該当すると認定し、美景社に対し、権利侵害行為を停止し、かつ経済的損失及び合理的費用として合計人民元200万円を淘宝社に賠償するよう命じる判決を下した。

杭州インターネット裁判所は、淘宝社が係争データ製品を取得した過程にインターネットユーザーの情報の安全を妨害した不正行為があるか否か、及び淘宝社が係争データ製品について法に定める権益を有しているか否かを審査、認定した過程において、以下の裁判基準を明確にした。1、インターネットの運営者がインターネットユーザーの行為の痕跡の情報を収集、使用する際の規制の基準を確立すること。2、インターネットの運営者がインターネットユーザーの個人情報を使用を他人に許可する場合、インターネットユーザーの同意を得なければならないという方法を明確にすること。3、インターネットユーザーの情報と原始のインターネットデータとの権利の境を明確にすること。4、ビッグデータ製品の法的属性及び権利の帰属を明確にすること。（出所：中国知識産権雑誌）

国家市場監督管理総局が天然ガス会社2社の垂直的価格独占に行政処罰

先ごろ、中国国家市場監督管理総局が行政処罰決定書を2部公表した。行政処罰の対象となった当事者はそれぞれ中国石油天然気股份有限公司大慶油田公司天然気分公司と中国石油天然気股份有限公司天然気銷售大慶分公司である。当該行政処罰決定書によると、両社はハルビン、チチハル、大慶地区の下流CNG（圧縮天然ガス）の主要スタンド13カ所の経営者と、CNG天然ガス再販の最低価格を限定する独占協議に合意して実施し、「独占禁止法」第14条の規定に違反して、「天然ガス製品の市場競争を甚だしく排除、制限し、エンドカスタマー及び消費者の合法的権益に損害を与えた」ため、両社に対してそれぞれ人民元3,876万円、4,530万円の行政罰金が科され、罰金額の合計は人民元8,406万円となった。

この処罰には、注目に値する点がいくつかある。1、今回処罰されたのは垂直的価格独占であり、このような形式で処罰されたのは、天然ガス業界では初めてのことである。2、今回の処罰対象は中国石油天然ガス集团公司傘下の会社であり、これまで都市ガス企業は、監督管理部門は何故いつも対象者を選んで法執行をするのかという不平をよくこぼしていた。3、今回はまず中国國務院發展改革委員会が立件して摘発を行い、その後中国市場監督管理総局に移管しており、市場監督管理総局が独占禁止に関する法執行の職責を統括していることを示した。4、今回の処罰での罰金算定率は6%と低くはなく、更に罰金額は記録を更新した。（出所：天然ガスと法律）

愛奇芸社が「虚偽アクセスを大量に繰り返す」会社を訴えた不正競争事件の第一審に判決

8月24日、上海市徐匯区人民法院（以下、「上海市徐匯法院」という）は、北京愛奇芸科技有限公司（iQiyi、以下、「愛奇芸社」という）が杭州飛益信息科技有限公司などを訴えた不正競争事件の第一審判決を下し、愛奇芸社は人民元50万円の賠償金判決を勝ち取った。

裁判所は、3被告は市場競争において、相互に分担・協力を行って、技術的手段で愛奇芸社が運営している愛奇芸ウェブサイトへのアクセスデータへの妨害、破壊を共同で実施し、公に認められている商業道徳に反し、愛奇芸社及び消費者の合法的権益に損害を与えたため、不正競争に該当すると判示した。愛奇芸社が既に技術的手段を通じて大部分の虚偽のアクセスデータを排除したこと、及び経営のために費やした被告の相応の支出を考慮に入れ、裁判所は3被告に対し、経済的損失として人民元50万円を愛奇芸社に連帯して賠償すること、及び「法制日報」の折り目の余白部分以外の紙面に声明を掲載して影響を除去することを命じる判決を下した。（出所：上海徐匯法院）

6 部門が共同で通知を配布 オンラインライブ配信業界の基礎的な管理を強化

最近、全国「掃黄打非（訳者注釈：アダルト、違法出版物の撲滅運動）」弁公室は工業・情報化部、公安部、文化・旅行部、国家ラジオテレビ総局、国家インターネット情報弁公室と共同で「オンラインライブ配信サービスの管理作業の強化に関する通知」を配布し、各地の各関連部門にてオンラインライブ配信サービスの認可、届出管理をさらに補強して、オンラインライブ配信サービスの基礎的な管理を強化し、完全に長期にわたり有効な監督・管理システムを構築し、規定に違反したオンラインライブ配信サービスの一掃作業を大々的に行うよう手配した。

「通知」では、業界の監督管理におけるオンラインライブ配信サービスの提供者、インターネット接続サービスの提供者、アプリストアなど、各自の責任を初めて明らかにしており、インターネット企業が厳格に主体责任を履行するよう推し進めている。「通知」ではまた、オンラインライブ配信サービスの提供者は電信主管部門へのウェブページの ICP 届出手続きを履行しなければならない、電信業務及びインターネットニュース情報、インターネット上演、オンライン視聴番組のライブ配信などの業務の経営に関わる場合は、それぞれ関連部門に申請して認可を取得し、かつオンラインライブ配信サービスを開始してから 30 日以内に、関連規定に従って、所属する地区の公安局にて公安への届出手続きを履行しなければならないことに言及している。また、「通知」では、ユーザーの実名登録制度を遂行し、オンライン生放送番組の配信者への管理を強化し、進行役のブラックリスト制度を構築し、ライブ配信内容のモニタリング、審査制度、及び違法で有害な内容を健全化する措置を取ることを要求している。（出所：中国掃黄打非網）

「未成年者番組管理規定」が公開で意見を募集

このほど、中国国家ラジオテレビ総局は未成年者番組管理規定（意見募集稿）（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて公開で意見の募集を行っており、意見の募集期限は 9 月 23 日までとなっている。

「意見募集稿」では、未成年者向けの番組には「各種デジタルゲームの宣伝、紹介」など 14 項目の内容を含めてはならず、「未成年者が参加するオーディション系の番組」を制作して伝播してはならないことを明確にしている。また、「意見募集稿」では、未成年者を番組に招いて参加させた番組を制作するには、事前にその父母またはその他の法定後見人の同意を得ていなければならない、未成年番組の制作に際しては、制作に参加する未成年の身体と財産の安全、及び十分な学習と休息の時間を保証しなければならないと規定している。「意見募集稿」に基づき、未成年向け番組の前後または間に流す広告は、「10 週齢に満たない未成年者を広告のイメージキャラクターにしてはならない」などの 6 項目の規定を遵守しなければならない。（出所：中国政府法制情報網）

商務部が「中華老舗商号認定管理弁法」の意見を募集

最近、商務部は「中華老舗商号認定管理弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、現在、社会に向けて公開で意見の募集を行っており、意見の募集期限は 10 月 9 日までとなっている。

「意見募集稿」では、中国の域内で法に基づき経営活動に従事する企業は、中華老舗商号（中国語：中華老字号）の認定を申請できることが挙げられている。商務部は 3 年に一度認定を行い、かつ新たに認定された老舗商号のリストを公表する。「意見募集稿」によると、中華老舗商号には「1956 年以前（同年を含む）に創立されたブランド」などの 3 つの条件が備わっていなければならない、中華老舗商号を申請して認定を受けた企業は、「代表的な登録商標の所有権または使用权を有する」などの 4 つの条件も同時に備わっていなければならない。「意見募集稿」の規定では、中華老舗商号を有する企業が「関連部門によって重大な法律違反による信用喪失企業の名簿にリストアップされる」など、2 つの情状のうちの 1 つに当てはまった場合、住所地の省級の商務主管部門、または利害関係者は、その企業の中華商号標識の使用权を 1 年間停止させるよう商務部に提言することができる。（出所：中国政府法制情報網）

最高人民法院がインターネット裁判所での事件審理の規定を公布

先ごろ、最高人民法院が「インターネット裁判所の事件審理における若干の問題に関する規定」（以下、「規定」という）を公布し、2018年9月7日から施行した。

「規定」は合計23条からなり、インターネット裁判所の管轄範囲、上訴のシステム、訴訟のためのプラットフォームを設けるに当たっての要求を明確にし、身分認証、立件、応訴、立証、開廷審理、送達、事件資料の保管などのオンライン訴訟の規則を確立した。「規定」によると、インターネット裁判所はオンラインで事件を審理する方式を採用し、通常は訴訟の一環である事件受理、送達、調停、証拠交換、開廷前の準備、開廷審理、判決の申し渡しなどの部分は、オンラインで完了するべきであり、また、「規定」では、インターネット裁判所は主に、オンラインショッピング・サービス契約紛争、オンライン金融ローン、少額借入の契約紛争、オンラインでの著作権の権利帰属及び権利侵害紛争などを含む、所在市の管轄区内で基層人民法院が受理すべき特定のタイプのインターネット事件を集中的に管轄することも示されている。（出所：最高人民法院）

最高人民法院が文書により民間貸借紛争事件の適切な審理を要求

このほど、最高人民法院は下級裁判所に「法による民間貸借紛争事件の適切な審理に関する通知」（以下、「通知」という）を配布した。

「通知」では、違法犯罪などの合理的な疑いがあり、代理人が事件事実を説明できない場合、当事者本人を法廷に召喚し、事件にかかる事実についての尋問を受けるべきであることを明確にしている。「通知」では、民間貸借の行為自体が違法犯罪に関わる場合には、提訴却下の裁定を下して、犯罪の嫌疑のある手掛かり、資料を公安機関または検察機関に送致すべきであるとも言及している。刑事判決において、貸し手が「套路貸」詐欺などの犯罪を構成すると認定された場合、人民法院は、審判、監督の手続きを通して、普通の民間貸借紛争に基づいて既に出している確定判決を迅速に是正すべきである。「通知」では、「利息」「違約金」「サービス料」「仲介料」「保証金」「延滞費用」などの様々な名称を用いて法定利率のレッドラインを超えた場合、または形を変えてレッドラインを超えた場合には、法に基づき、支持をしないものとすることを強調している。

（出所：最高人民法院）

最高人民法院が保険法司法解释（四）を公布し、財産保護の法律適用問題を明確化

先ごろ、最高人民法院は「『中華人民共和国保険法』の適用に関する若干の問題についての解釈（四）」（以下、「解釈」という）を公布し、2018年9月1日から施行した。

「解釈」には主に、次の4つの面の内容が含まれている。ひとつ目は、保険対象物の譲渡の問題を明確にしている。例としては、保険対象物の譲渡のための切り替えの期間における保険の責任負担という問題を明確にしている。二つ目は、保険契約主体の権利と義務を明確にしている。例えば、増加した危険が保険契約締結時に保険会社が予期する、または予期すべき保険契約の保証の範囲内である場合、危険の程度の顕著な増加には当たらないと規定している。三つ目は、保険の代位求償権についての問題を明確にしている。例えば、保険契約者と被保険者が異なる主体の場合、保険会社は保険契約者に対して代位求償権を行使することができることを明確にしている。四つ目は、責任保険の問題を明確にしている。例えば、被保険者が第三者に対して負った賠償責任の確定判決が発効し、既に執行手続きに入った後の保険会社の保険責任の問題を明確にしている。

（出所：最高人民法院）